

# 新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱

令和8年4月

新潟県農林水産部

# 目 次

I	新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱 -----	1
II	別 表 -----	6
III	別記様式	
1	別記第1号様式（交付申請書） -----	8
2	別記第1号様式の2（変更交付申請書） -----	9
3	別記第2号様式（変更承認申請書） -----	10
4	別記第3号様式（事業中止・廃止承認申請書） -----	11
5	別記第4号様式（遂行状況報告書） -----	12
6	別記第5号様式（実績報告書） -----	13
7	別記第6号様式（消費税等相当額報告書） -----	14
8	別記第7号様式（概算払請求書） -----	15
IV	別 紙	
1	消費税納税対応状況表 -----	16
2	財産管理台帳 -----	17

## 新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱

制 定	平成 22 年 5 月 14 日
一部改正	平成 23 年 5 月 13 日
一部改正	平成 24 年 4 月 19 日
一部改正	平成 25 年 5 月 31 日
一部改正	平成 26 年 3 月 12 日
一部改正	平成 26 年 4 月 24 日
一部改正	平成 27 年 4 月 27 日
一部改正	平成 31 年 4 月 26 日
一部改正	令和 2 年 4 月 20 日
一部改正	令和 3 年 4 月 27 日
一部改正	令和 4 年 4 月 22 日
一部改正	令和 5 年 4 月 17 日
一部改正	令和 7 年 1 月 14 日
一部改正	令和 7 年 5 月 14 日
一部改正	令和 8 年 4 月 22 日

### (趣 旨)

第 1 知事は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。）第 4 条の規定に基づき市町村が作成する被害防止計画に基づく被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するため、市町村若しくは知事が適当と認める団体等が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付基準)

第 2 この交付金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

### (流 用)

第 3 別表の区分の欄に掲げる 1 から 2 までの経費の相互間における流用をしてはならない。

### (交付の条件)

第 4 この交付金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（第 8 に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、交付金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) この交付金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の

収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (6) この交付金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この交付金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (8) この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
- (9) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

#### (交付申請書)

第5 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該交付金に係る消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に、交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

#### (変更交付申請)

第6 交付金の交付決定後の事情の変更により交付金の追加交付等を申請しようとする場合には、別記第1号様式の2による交付金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、第7の規定により、事業計画変更承認申請書を提出する場合は、これに代えることが出来るものとする。

2 第5第2項の規定は、前項の変更交付申請について準用する。

#### (変更の承認申請)

第7 第4の(1)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

#### (軽微な変更の範囲)

第8 第4の(1)に規定する軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

#### (事業の中止又は廃止の承認申請)

第9 第4の(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

#### (事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10 第4の(3)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を別記第3号様式に準じて作成し知事に提出しなければならない。

#### (申請の取下げ)

第11 規則第7条の規定による期日は、交付金の交付決定通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

#### (状況報告)

第12 規則第10条の規定による報告は、交付金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別記第4号様式による事業遂行状況報告書を作成し、1月10日までに知事に提出して行うものとする。

#### (実績報告書)

第13 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第5号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定による実績報告書の提出の時期は、事業の完了の日から起算して、10日を経過した日又は交付金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 第5第2項ただし書により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第5第2項ただし書により交付の申請を行い、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、または消費税相当額がない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定があった日の翌年6月30日までに同様式により報告しなければならない。

#### (取得財産の処分の制限)

第14 規則第19条第4号に規定する知事が定める財産は、事業により取得した価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

#### (概算払)

第15 概算払により交付金の交付を受けようとする場合は、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

#### (書類の提出部数及び経由)

第16 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

2 この要綱の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定めるものを除き、所轄する地域機関の長を経由しなければならない。

(雑 則)

第17 この要綱に定めるもののほか、この交付金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成23年5月13日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月19日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成25年5月31日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成26年3月12日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月24日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月27日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月26日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和2年4月20日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月27日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月22日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月17日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和7年1月14日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月22日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

別表（第2、第3、第8関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
鳥獣被害防止総合対策交付金				
1 鳥獣被害防止総合対策整備交付金	<p>新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費、又は要領に基づいて行う事業に要する経費に対し、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 鳥獣被害防止総合支援事業                      (1)鳥獣被害防止施設                      (2)処理加工施設                      (3)捕獲技術高度化施設                      (4)地域提案</p>	定額、5.5/10以内、1/2以内		<p>1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>
2 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	<p>要領に基づいて行う事業に要する経費、又は要領に基づいて行う事業に要する経費に対し、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 鳥獣被害防止総合支援事業                      (1)被害防止活動推進                      (2)実施隊特定活動                      (3)ICT等新技術実証                      (4)農業者団体等民間団体被害防止活動                      (5)ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組</p>	定額、1/2以内	<p>経費の欄に掲げる1、2、3及び4の相互間におけるそれぞれの経費の増減</p> <p>ただし、経費の欄に掲げる1、2及び3の経費の相互間におけるそれぞれの経費の3割以下の増減を除く</p> <p>経費の欄に掲げる3(1)及び3(2)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減。</p>	<p>1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6)鳥獣被害対策実施隊 体制強化</li> <li>(7)捕獲サポート体制の 構築</li> <li>(8)簡易的な集合理設 設備の設置等支援</li>   <li>2 鳥獣被害防止緊急捕 獲活動支援事業</li>   <li>3 シカ・クマ特別対策 等事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)シカ特別対策</li> <li>(2)クマ特別対策</li> </ul> </li>   <li>4 スマート捕獲等普及 加速化事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)ICT フル活用型</li> <li>(2)加害個体重点捕獲型</li> </ul> </li> </ul>			
--	---	--	--	--

別記第 1 号様式（交付申請書）

令和〇〇年度新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
事業実施主体名または補助事業者名  
(協議会等名)  
代表者職氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付金申請額

鳥獣被害防止総合対策整備交付金	円
鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円

注) 1 別添の事業計画として、実施要領別紙 1 を添付すること。

なお、別紙 1 に記載の添付書類については、要領第 5、第 7 の事業実施計画の申請（変更申請）時に添付したものと変更がない場合、添付を省略することができる。

別記第1号様式の2（変更交付申請書）

令和〇〇年度新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金変更交付申請書

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
事業実施主体名または補助事業者名  
(協議会等名)  
代表者職氏名

令和〇〇年〇月〇日付け農園第〇〇号で交付決定のあった標記交付金について、下記  
のとおり変更したいので、交付金 〇〇〇〇 円を 〇〇〇〇 円に変更交付され  
たく、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容  
別紙のとおり

(注) 1 交付金交付申請書に添付した事業実施計画を変更して提出するものとする。  
この場合において、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費  
の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように  
変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記第2号様式（変更承認申請書）

令和〇〇年度新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
事業実施主体名または補助事業者名  
（協議会等名）  
代表者職氏名

令和〇〇年〇月〇日付け農園第〇〇号で交付金の交付決定を受けた標記事業について、下記の理由により変更承認を受けたく、新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、これに伴う交付金 円 の追加（減額）交付を併せて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容  
別紙のとおり

（注） 1 交付金交付申請書に添付した事業実施計画を変更して提出するものとする。  
この場合において、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記第3号様式（事業中止・廃止承認申請書）

令和〇〇年度新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金事業中止（廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
事業実施主体名または補助事業者名  
(協議会等名)  
代表者職氏名

令和〇〇年〇月〇日付け農園第〇〇号で交付金の交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認を受けたく、新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第9の規定により申請します。

記

- 1 事業中止（廃止）の理由
- 2 事業中止（廃止）しようとする以前の遂行状況
  - (1) 事業
  - (2) 経費
    - ア 経費の支出状況

交付決定額	月 日現在 支出済額		残 額		支出予定額		中止（廃止）に 伴う不要額		備 考
	交付金事業に要した経費	交付金の額	交付金事業に要する経費	交付金の額	交付金事業に要する経費	交付金の額	交付金事業に要する経費	交付金の額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	

イ 支出額及び支出予定額の明細

経費の 配分	左の内訳 費目	交付金事業に 要する経費	交付金の額	交付金事業に要する経費の支出基礎 (名称・数量・単価等)
		円	円	※ 支出済額と支出予定額に区分して記載すること。

別記第 4 号様式（遂行状況報告書）

令和〇〇年度新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
事業実施主体名または補助事業者名  
(協議会等名)  
代表者職氏名

令和〇〇年〇月〇日付け農園第〇〇号で交付金の交付決定を受けた標記事業の遂行状況について、新潟県補助金等交付規則第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

区分	事業費	交付金 (交付 決定額)	事業の遂行状況					備考
			12月31日までに 完了したもの			1月1日以降に 完了するもの		
			事業費	出来高 比率	着工 年月日	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	円	%		円		
計								

(注) 1 区分の欄には、別表の区分に記載された事項について記載すること。

別記第5号様式（実績報告書）

令和〇〇年度新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
事業実施主体名または補助事業者名  
（協議会等名）  
代表者職氏名

令和〇〇年〇月〇日付け農園第〇〇号で交付金の交付決定を受けた標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

なお、併せて精算金 〇〇〇〇〇〇 円の交付を請求します。

記

- (注) 1 添付書類として、事業実施状況報告書（実施要領別紙1）及び事業実施主体における消費税の納税対応状況表を添付すること。
- ※ 交付金の交付（変更交付）決定時の計画と事業の内容や経費の配分に変更がある場合は、計画時の内容と容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 このほかの添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しのいずれかを添付すること。なお、整備事業については、財産管理台帳の写しのみでも可とする。また、このほか、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したのから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記第 6 号様式（消費税等相当額報告書）

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
事業実施主体名または補助事業者名  
(協議会等名)  
代表者職氏名

令和〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和〇〇年〇月〇日付け農園第〇〇号で交付金の交付決定を受けた標記事業について、新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第 13 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 新潟県補助金等交付規則第 13 条に基づく確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の額の確定時における消費税等仕入控除税額                              | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額                             | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額 (3 - 2)                                     | 金 | 円 |

(注) 市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

- 5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告の写し（税務署受付済）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記第7号様式（概算払請求書）

令和〇〇年度新潟県鳥獣被害防止総合対策交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
事業実施主体名または補助事業者名  
(協議会等名)  
代表者職氏名

令和〇〇年〇月〇日付け農園第〇〇号で交付金の交付決定を受けた標記事業について、  
下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	事業費 (A)	交付金 (交付決 定額) (B)	交付金 中9割 相当額	既受領額		今回請求額		出来高 (R〇〇年〇月〇日現在)		交付金 残 額 (B-(C+D))	事業完 了予定 年月日	備 考
				金 額 (C)	出来高 (C/B)	金 額 (D)	予 定 出来高 (D/B)	事業費 (E)	予 定 出来高 (E/A)			
	円	円	円	円	%	円	%	円	%	円		
合計												

- (注) 1. 区分の欄には、別表の区分に記載された事項について記載すること。  
2. 概算払い請求書の文中の「年月日及び番号」は、直近の交付決定通知の年月日及び番号を記載すること。  
3. 表右上の「令和〇年〇月〇日現在」は、今回請求額の予定出来高を確認した年月日を記載すること。  
4. 「交付金中9割相当額」は、整備事業のみ記載すること。  
5. 「出来高」については、小数点第2位を切り上げて記載すること。

別紙 消費税納税対応状況表

事業実施主体における消費税の納税対応状況表

市町村名

事業実施主体名	予定の納税対応（納税対応の実績）			確認	消費税等仕入れ控除税額		
	1 課税売上げなし				該当なし		
	2 市町村の一般会計						
	3 免税事業者						
	4 納 税 義 務 者	(1) 簡易課税制度採用者					
		(2) 公共法人等で特定収入割合が5%強					
		(3) 一般事業者又は公共法人等で特定収入割合が5%以下	ア 課税売上割合が95%未満	(ア) 一括比例配分方式			含む
				(イ) 個別対応方式	a 共通用		
					b 非課税売上げ用		該当なし
	c 課税売上げ用					あり	
	イ 課税売上げ割合が95%以上						
備考							

(注)

- 資本金又は出資金が1千万以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。
- 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3(※1)に掲げる法人またはみなし法人(※2)をいう。
  - ※1 消費税法別表第3に掲げる法人(抜粋)  
財団法人、社団法人、土地改良区、農業共済組合
  - ※2 みなし法人  
人格のない社団等のことで、法人でない社団(※3)又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
  - ※3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意志のもとにその構成員の個性を超越して活動するものをいう。
- 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税などの申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要となる。
- 実績報告を提出するにあたっては、消費税等納税対応状況を確認した資料等の名称を備考欄に記載すること。(仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合を除く。)
 

なお、実績報告の提出時に資料等で確認できなかった場合は、確認予定年月及び資料等の名称を記載し、消費税等仕入れ控除税額が確定したときには、速やかに要綱第11の4の手続きを行うこと。

別紙 財産管理台帳

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

地区名		地区	事業実施年度			令和	年度	農林水産省所管交付金名									
政 策 目 的	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘 要	
	事業区分	事業実施 主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
									交付金	都道 府県費	市町 村費	その他					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。